

◎新潟県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町千手線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市水口沢1493番1から	新	15.8～19.0メートル	108.0メートル
同市中屋敷11番1まで	旧	15.8～30.1メートル	114.9メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更